

ご遺族の方へ
府中市おくやみ
ハンドブック

Guide to help you
from Fuchu city.

府 中 市
F u c h u c i t y

府中市で必要な手続を
お伝えするための
ハンドブックです
ぜひご利用ください

おくやみ相談室のご案内

府中市では、亡くなられた市民の市役所での手続きに関する相談や書類作成・提出がワンストップでできる「おくやみ相談室」を設置しています。

亡くなられた方に関して個別にご遺族からお話を伺い、手続きに必要な書類をご用意し、ご遺族にご記入いただいた書類を、担当職員が提出先に届けます。

手続きなどお困りの方は、お気軽にご相談ください。

対 象

亡くなられた市民のご遺族

ご利用までの流れ

STEP 1

「おくやみ相談室」の利用を希望される場合は、事前の相談・聞き取りや予約が必要です。次のいずれかの方法で書類手続きの来庁日時をご予約ください。

STEP 2

予約した来庁日までに必要書類などをご連絡しますので、ご準備ください。

STEP 3

来庁日の書類手続きでは、職員が説明しながら、申請書類などをご記入いただきます。必要に応じて市役所以外の相談機関をご案内します。

※ご予約から来庁日まで、1週間程度のお時間をいただきます。

手続きや必要書類はそれぞれ異なります。職員があらかじめお調べするお時間をいただくことにより、「手続きもれなど」を防ぎます。

申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。

・ 申込フォームによる予約

<https://logoform.jp/form/6ibw/okuyami>



・ 市役所「おもや」1階 総合窓口課の窓口へ
または、042 (335) 4553 (直通) に電話で

受付時間は、午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

書類手続き

市役所「おもや」の「おくやみ相談室」で書類の作成・手続きを行います。

※1日4組 手続き時間は1組あたり1時間程度

① 9時～ ② 10時30分～ ③ 13時30分～ ④ 15時～

問合せ

市民部総合窓口課

受付時間：午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

☎ 042 - 335 - 4553（直通）

もくじ

1. 市役所での手続きチェックリスト	P.01
2. 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの流れ（目安）	P.03
3. 市役所での手続き	
3-1. 戸籍・住民票関係の手続き	P.04
3-2. 介護保険に関する手続き	P.07
3-3. 障害福祉に関する手続き	P.08
3-4. 国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き	P.11
3-5. 年金に関する手続き	P.13
3-6. 税金に関する手続き	P.18
3-7. 子育てに関する手続き	P.21
3-8. その他の手続き	P.25
4. 市役所以外での手続き（参考）	P.27
5. その他のご案内	P.28

1. 市役所での手続きチェックリスト

亡くなられた方などについてのご確認		チェック欄	該当ページ
戸籍・住民票関係	死亡届（亡くなられた方全員が必要となる手続き）	<input type="checkbox"/>	P.04
	世帯主で、同じ世帯に15歳以上の方が2人以上いる	<input type="checkbox"/>	P.04
	マイナンバーカード・通知カードを持っている	<input type="checkbox"/>	P.04
	印鑑登録証・ふちゅう市民カードを持っている	<input type="checkbox"/>	P.05
	外国籍である	<input type="checkbox"/>	P.05
介護	65歳以上の方である（または2号被保険者で介護保険被保険者証をお持ちの方）	<input type="checkbox"/>	P.07
	高額介護サービス費の支払いを受けている	<input type="checkbox"/>	P.07
	おむつの現金助成を受けている	<input type="checkbox"/>	P.07
障害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	P.08
	難病・小児慢性疾患・大気汚染・肝炎医療費助成、自立支援医療費助成、心身障害者医療費助成（マル障）などの受給者証または医療券の交付を受けている	<input type="checkbox"/>	P.08
	下記いずれかを受給している ・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 ・心身障害者（児）福祉手当・重度心身障害者手当・特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/>	P.08
障害	心身障害者扶養共済制度の心身障害者である	<input type="checkbox"/>	P.09
	心身障害者扶養共済制度の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.09
	心身障害者扶養年金制度の心身障害者である	<input type="checkbox"/>	P.10
保険	国民健康保険の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.11
	後期高齢者医療保険の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.12
年金	国民年金または厚生年金の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.13
	国民年金の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.14
	厚生年金の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.17

亡くなられた方などについてのご確認		チェック欄	該当ページ
税金	土地・家屋の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.18
	未登記の家屋の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.18
	一定以上の所得がある	<input type="checkbox"/>	P.18
	税額が変更される（確定申告などにより税額が変更になる）	<input type="checkbox"/>	P.19
	市民税・都民税が給与から差し引かれている	<input type="checkbox"/>	P.19
	相続人全員が相続放棄する	<input type="checkbox"/>	P.19
	原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.20
	本人名義の口座から振替している	<input type="checkbox"/>	P.20
子育て	ひとり親世帯になる	<input type="checkbox"/>	P.21
	児童手当の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.21
	児童手当の受給者の配偶者である	<input type="checkbox"/>	P.22
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.22
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の配偶者である	<input type="checkbox"/>	P.23
	児童手当・子ども医療費助成の対象児童である	<input type="checkbox"/>	P.23
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	<input type="checkbox"/>	P.24
その他	農地の所有者である	<input type="checkbox"/>	P.25
	市営住宅・高齢者住宅の入居者である	<input type="checkbox"/>	P.25
	都営住宅の入居者である	<input type="checkbox"/>	P.25
	生活保護の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.26
	パートナーシップ宣誓をしている	<input type="checkbox"/>	P.26
	住んでいた家が空き家になる場合	<input type="checkbox"/>	P.26

2. 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの流れ（目安）

※ここに記載の葬儀・法要は、あくまでも一例であり、宗教や宗派、風習などによって異なります。

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き ○相続放棄・限定承認 ○相続財産の調査 ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 	
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (30ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○払戻・解約・名義変更など ○遺産分割協議 (29ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (30ページ参照)
一年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 		

3. 市役所での手続き

3-1. 戸籍・住民票関係の手続き

(1) 死亡届(亡くなられた方全員が必要となる手続きです)

手続き・必要なもの	届出人
死亡に伴い必ず必要となる手続きです。届出に基づき、火葬許可証を交付します。	親族
▼死亡届 <input type="checkbox"/> 医師作成の死亡診断書、または死体検案書 ※各種手続き(銀行や生命保険など)で死亡届の写しの提出が必要となる事がありますので、届出前にコピーを取られることをお勧めします。 故人の本籍地、死亡地、届出人の所在地の市区町村窓口へ届出できます。 ※死亡届出及び火葬許可証の火葬場への提出は、葬祭業者が代行することができます。	問合せ先 総合窓口課記録係(042-335-4555) E-mail:koseki01@city.fuchu.tokyo.jp 東部出張所(白糸台文化センター) (042-363-6208) 西部出張所(西府文化センター) (042-364-0811) ※執務時間外は、市役所警備員室
	期限 死亡を知った日から7日以内 国外にいる場合は3か月以内

(2) 世帯主の場合(同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合)

手続き・必要なもの	届出人
世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要です。 ※同世帯に15歳以上の方が1人の場合、その方を世帯主としますので、手続きは不要です。 ※世帯主以外に世帯員がない場合は、死亡届の提出により住民票を消除しますので、手続きは不要です。	亡くなられた方と同世帯の方
▼世帯主変更届 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 (例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ※亡くなられた方と別世帯の方が届出される場合は、委任状が必要です。	問合せ先 総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp 東部出張所(白糸台文化センター) (042-363-6208) 西部出張所(西府文化センター) (042-364-0811)
	期限 速やかに

(3) マイナンバーカード・通知カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
亡くなられた方についての他の手続きでマイナンバーが必要となる場合があります。他の手続き終了後に返納してください。	親族
▼マイナンバーカード・通知カードの返納届 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード・通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)	問合せ先 総合窓口課窓口第1係(042-335-4439) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 なし

(4) 印鑑登録証・ふちゅう市民カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
死亡届の提出による住民票の消除によって、印鑑登録証・ふちゅう市民カードは自動的に抹消されます。特別な手続きは必要ありませんので、カードはハサミを入れて廃棄をお願いします。	—
	問合せ先
	総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	なし

(5) 外国籍の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 明書の返納 返納方法については、最寄りの地方出入国在留管理官署に直接持参していただくか、郵送をご希望の場合は右記の【郵送の場合】の郵送先に送付して返納してください。	親族または同居人
	問合せ先
	【窓口の場合】 東京出入国在留管理局立川出張所 (東京都国立市北3-31-2 立川法務総合庁舎)
	【郵送の場合】 東京出入国在留管理局おだいば分室 (〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階) ※封筒の表に「在留カードなど返納」と表記してください。
	【問合せ先】 東京出入国在留管理局(03-3599-1068)
	期限
	死亡の日から14日以内

3-2. 介護保険に関する手続き

(1) 65歳以上の方(または2号被保険者で介護保険被保険者証をお持ちの方)の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼介護保険被保険者証などの返納 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証(交付されている場合) ※介護保険課及び各文化センターに回収ボックスがあります。 ▼介護関係書類の送付先変更届(住所地以外に書類を送付希望の方)	どなたでも可
	問合せ先
	介護保険課資格保険料係 (042-335-4021) E-mail:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	なし

(2) 高額介護サービス費の支払いを受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼高額介護サービス費の振り込み先口座変更届 (口座の登録が亡くなられた本人の口座であった場合、変更が必要です。) <input type="checkbox"/> 変更する振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類 ※例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど	親族(相続人代表者)
	問合せ先
	介護保険課介護サービス係 (042-335-4470) E-mail:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	高額介護サービス費の支払い対象となる介護サービス利用月から2年

(3) おむつの現金助成を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼おむつ現金助成の口座変更の手続き (口座の登録が亡くなられた本人の口座であった場合、変更が必要です。) <input type="checkbox"/> 変更する振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印 ※朱肉で押印するもの	親族(相続人代表者)
	問合せ先
	介護保険課介護サービス係 (042-335-4470) E-mail:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

3-3. 障害福祉に関する手続き

(1) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼手帳の返還 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(2) 難病・小児慢性疾患・大気汚染・肝炎医療費助成、自立支援医療費助成、心身障害者医療費助成(マル障)などの受給者証または医療券の交付を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼受給者証または医療券の返還 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証または医療券 ※医療機関にて精算完了後、返還してください。	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、心身障害者(児)福祉手当、重度心身障害者手当、特別児童扶養手当のいずれかの手当を受給されている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼各種手当資格喪失届 ※重度心身障害者手当資格喪失届には、届出人の印(朱肉で押印するもの)が必要です。 ▼未支払手当請求 (未支払いの手当がある場合、生計を同一にしていた配偶者または扶養義務者への支払い手続き) <input type="checkbox"/> 生計を同一にしていた配偶者または扶養義務者の振込先口座が確認できるもの(通帳など)	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに
	その他
	同居のご親族あてに別途手当消滅通知をお送りします。

(4) 心身障害者扶養共済制度の心身障害者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>必要な書類が異なる場合があります。事前にお問合せください。</p> <p>▼弔慰金の給付申請 (年金受給前に、心身障害者が加入者より先、あるいは同時に亡くなられた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加入者の住民票(心身障害者と同時に死亡したときは、加入者の住民票の除票) <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 加入者または加入者遺族の振込先の口座情報が確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出人の印 ※朱肉で押印するもの <p>▼心身障害者の死亡届 (年金受給中に心身障害者が亡くなられた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 届出人の印 ※朱肉で押印するもの 	<p>加入者または加入者遺族／年金管理者または心身障害者遺族</p> <p>問合せ先</p> <p>東京都扶養共済事務センター (03-3344-8633) または 障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>速やかに</p>

(5) 心身障害者扶養共済制度の加入者が亡くなられた場合(心身障害者の保護者など)

手続き・必要なもの	届出人
<p>必要な書類が異なる場合があります。事前にお問合せください。</p> <p>▼年金の給付申請</p> <p>加入から2年後以降に死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出人の印 ※朱肉で押印するもの <p>加入から2年以内に死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死亡証明書(指定様式。東京都扶養共済事務センター及び市に用意してあります) <input type="checkbox"/> 加入者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) <input type="checkbox"/> 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出人の印 ※朱肉で押印するもの 	<p>心身障害者または年金管理者</p> <p>問合せ先</p> <p>東京都扶養共済事務センター (03-3344-8633) または 障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>速やかに</p>

3-4. 国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き

(1) 国民健康保険(74歳以下)の場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼国民健康保険葬祭費支給申請</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 国民健康保険葬祭費支給申請書<input type="checkbox"/> 請求書兼支払金口座振替依頼書<input type="checkbox"/> 「葬儀代金の領収書」・「会葬礼状」のいずれか1点のコピー ※故人と葬祭を行った方の氏名の記載があるもの<input type="checkbox"/> 委任状 ※葬祭を行った方名義以外の口座に振込む場合に必要<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方名義の口座番号などがわかるもの ※預金通帳など<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書など ※ない場合は不要<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の本人確認書類 ※例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ※郵送、オンラインでも手続き可能です。 ○郵送の場合：葬祭を行った方の本人確認書類は、コピーを同封してください。 送付先：保険年金課給付係 ○オンラインの場合：二次元コードもしくはURLからアクセスし、必要事項を入力してください。 なお、葬祭を行った方以外の口座に振込みを行う場合は、オンライン申請は利用できません。窓口か郵送でご申請ください。 URL:https://logoform.jp/form/6ibw/396943 <p>※葬祭を行った方以外の方が来庁される場合：葬祭を行った方の本人確認書類の代わりに来庁者の本人確認書類をお持ちください。</p> <p>▼国民健康保険資格確認書などの返還 医療機関などでの精算完了後、返還してください。 ※ない場合は不要</p> <p>▼国民健康保険関係書類の送付先変更(住所地以外に書類送付希望の場合)</p> <p>▼国民健康保険資格確認書の世帯主変更(世帯内に資格確認書交付対象の国民健康保険加入者がいる場合)</p>	<p>葬祭を行った方</p> <p>問合せ先</p> <p>国民健康保険葬祭費の申請 保険年金課給付係 (042-335-4044) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp ※総合窓口課、東部出張所、西部出張所でも申請可能です。</p> <p>葬祭費以外の手続き 保険年金課保険税係 (042-335-4055) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限 葬儀を行った日の翌日から2年以内 ※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は、市役所到着日が申請日になります。</p> <p>その他 申請してから支給まで、約1~2か月かかります。振込前に葬祭を行った方宛てに「支給決定通知書」をお送りします。</p>

MEMO

(2)後期高齢者医療保険(75歳以上及び一定の障害があり申請により認定を受けた65歳以上)の場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼後期高齢者医療保険葬祭費支給申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 請求書兼支払金口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 「葬儀代金の領収書」・「葬儀代金の請求書」・「会葬礼状」のいずれか1点のコピー ※故人と葬祭を行った方の氏名の記載があるもの <input type="checkbox"/> 委任状 ※葬祭を行った方名義以外の口座に振込む場合に必要 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の印 ※朱肉で押印するもの <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方名義の口座番号などがわかるもの ※預金通帳など <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書など ※ない場合は不要 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の本人確認書類 ※例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ※郵送、オンラインでも手続き可能です。 ○郵送の場合：葬祭を行った方の本人確認書類は、コピーを同封してください。 送付先：保険年金課後期高齢者医療係 ○オンラインの場合：二次元コードもしくはURLからアクセスし、必要事項を入力してください。 なお、葬祭を行った方以外の口座に振込みを行う場合は、オンライン申請は利用できません。窓口か郵送でご申請ください。 URL:https://logoform.jp/form/6ibw/koukisousaihi  ※葬祭を行った方以外の方が来庁される場合：葬祭を行った方の本人確認書類の代わりに来庁者の本人確認書類をお持ちください。 <p>【注意事項】 後期高齢者医療保険料に未納があると、事前に納付相談をしていただく場合があります。保険料は、加入月数に応じてお支払いいただくようになります。詳しい通知を別途お送りしますのでご確認ください。</p> <p>▼後期高齢者医療保険資格確認書などの返還 医療機関などでの精算完了後、返還してください。</p> <p>▼後期高齢者医療保険関係書類の送付先変更 (住所地以外に書類送付希望の場合)</p>	<p>葬祭を行った方</p> <p>問合せ先</p> <p>保険年金課後期高齢者医療係 (042-335-4033) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>葬儀を行った日の翌日から2年以内 ※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は、市役所到着日が申請日になります。</p> <p>その他</p> <p>申請してから支給まで、約1～2か月かかります。振込前に葬祭を行った方宛てに「支給決定通知書」をお送りします。</p>

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（遺族基礎年金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
<p>▼遺族基礎年金の請求</p> <p>国民年金加入中の被保険者や被保険者であった方で、保険料納付済期間や保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方が亡くなられたとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達した年度末まで（1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで）支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金手帳（年金を受給している方は年金証書） <input type="checkbox"/> 請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書（年金を受給している方は年金証書） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> 請求者の住民票 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票） <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 <ul style="list-style-type: none"> ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書・課税（非課税）証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 在学証明書（高校生以上の在学の子の場合に必要） <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） 	<p>「亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者」、または「亡くなられた方に生計を維持されていた子」</p> <p>届出先・問合せ先</p> <p>【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所</p> <p>【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>期限</p> <p>亡くなられた日から5年以内</p>

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（寡婦年金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
<p>▼寡婦年金の請求</p> <p>第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間、支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> 請求者の住民票 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票） <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 <ul style="list-style-type: none"> ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書・課税（非課税）証明書 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） 	<p>亡くなられた方に生計を維持されていた妻</p> <hr/> <p>届出先・問合せ先</p> <p>【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所</p> <p>【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <hr/> <p>期限</p> <p>亡くなられた日から5年以内</p>

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（死亡一時金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
<p>▼死亡一時金の請求</p> <p>第1号被保険者として保険料納付期間が36月以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなられたとき、生計を同じくしていた遺族が受けられる一時金です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> 請求者の住民票 <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票(除票) <ul style="list-style-type: none"> ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 <ul style="list-style-type: none"> ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) 	<p>＜死亡一時金請求者の順位と範囲＞</p> <p>亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹</p> <p>※先の順位の方が受けられる場合は、後の方は受けられません。</p>
	<p>届出先・問合せ先</p>
	<p>【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所</p> <p>【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp</p>
	<p>期限</p>
	<p>亡くなられた日から2年以内</p>

MEMO

(3) 厚生年金加入者の場合

手続き・必要なもの	問合せ先
<p>▼遺族厚生年金の請求 厚生年金加入中の被保険者や被保険者であった方が亡くなられたときは、その人に生計維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給される場合があります。詳しくは年金事務所へご相談ください。</p>	<p>ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) ※共済年金加入者は、所属の共済組合へ。</p>


年金の問合せ先・相談窓口

窓口	電話番号
ねんきんダイヤル	電話：0570-05-1165 ※午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日) ただし月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで ※第2土曜日：午前9時30分～午後4時
府中年金事務所	電話：042-361-1011 (代) 住所：府中市府中町2-12-2 ※午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日) ただし月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで ※第2土曜日：午前9時30分～午後4時
保険年金課年金係	電話：042-335-4066 E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp

MEMO

3-6. 税金に関する手続き

(1) 所有している土地・家屋がある場合

手続き・必要なもの	届出人
▼相続人代表者の届出 亡くなられた方が所有されていた土地・家屋がある場合に亡くなられた方の固定資産税に関する書類を受領する相続人代表者をご指定いただく手続きです。詳細は、お問合せいただくか、府中市ホームページをご覧ください。 	相続人
	問合せ先
	資産税課償却資産係(042-335-4443) E-mail:sisanzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

登記された土地・家屋を相続した場合は、不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)での手続きが必要です。
 ・相続した土地・家屋が府中市内の場合・・・東京法務局府中支局(042-335-4753)

(2) 所有している未登記の家屋がある場合

手続き・必要なもの	届出人
▼未登記家屋所有者の変更 亡くなられた方が所有されていた未登記の家屋がある場合に必要となる手続きです。資料の提出が必要となる場合があるため、詳細はお問合せいただくか、府中市ホームページをご覧ください。なお、該当の未登記家屋を新たに登記する場合、手続きは不要です。 	相続人
	問合せ先
	資産税課家屋係(042-335-4446) E-mail:sisanzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(3) 亡くなられた方に一定以上の所得がある場合(市民税・都民税の課税があるなど)

手続き・必要なもの	届出人
▼相続人代表者の届出 市民税・都民税は、賦課期日(1月1日)現在、府中市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。課税になった方には、納税通知書を6月に送付しています。そのため、賦課期日(1月1日)の翌日から納税通知書が送付されるまでの間に納税義務者の方が亡くなられた場合には、相続人へ納税通知書を送付することになりますので、納税通知書などの書類を受け取る代表者を決めていただき、「相続人代表者届出書」に必要事項を記入の上、市民税課へ提出してください。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(4) 亡くなられた後に税額が変更される方の場合(確定申告などにより税額が変更になる場合)

手続き・必要なもの	届出人
▼相続人代表者の届出 納税通知書が送付された後に納税義務者が亡くなられた場合でも、確定申告などにより税額が変更になるときは、税額変更通知などの書類を受け取る代表者の届出が必要になります。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(5) 市民税・都民税が給与から差し引かれている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼相続人代表者の届出 市民税・都民税が給与から差し引かれていた(特別徴収)方が亡くなられた場合、差し引かれていない残りの税額については、個人で納付する方法(普通徴収)へ切り替わり、相続人の方に収めていただくこととなりますので、「相続人代表者届出書」を市民税課へ提出してください。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(6) 相続放棄をされた場合

手続き・必要なもの	届出人
▼相続放棄申述受理通知書の写しなどの提出 納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄し、相続人がいない場合は、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。 詳細は、市民税課までお問合せください。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(7) 所有している原動機付自転車・小型特殊自動車がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼名義変更または廃車の手続き</p> <p>府中市ナンバーが付いた故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車について、相続人などへの名義変更または廃車を行う手続きです。</p> <p><input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート)</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書(ない場合は不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 身分証明書(運転免許証など)</p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人との関係を証明する戸籍</p> <p>相続人以外の方が譲り受けた場合や廃車の手続きを行う場合は、次の書類も必要になります。</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人からの委任状</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人からの譲渡証明書(相続人から譲り受けた場合)</p>	相続人、相続人からの譲受人
	問合せ先・手続き先
	<p>【問合せ先】</p> <p>市民税課諸税係(042-335-4440)</p> <p>E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>【手続き先】</p> <p>総合窓口課</p>
	期限
	<p>故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車の相続などが確定後速やかに</p> <p>※毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されるため、3月31日までに手続きを完了していただきますよう、お願いします。</p>

次の車両を所有していた場合は、それぞれの取扱窓口でお手続きください。

- ・軽自動車…軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所(050-3816-3104)
- ・排気量125ccを超えるバイク…東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所(050-5540-2033)

(8) 市税・国民健康保険税などが口座引き落としになっている場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>市税・国民健康保険税の振替口座名義人が亡くなった場合に届出が必要になります。</p> <p>詳細は、納税課までお問合せください。</p>	親族、相続人
	問合せ先
	<p>納税課納税推進係(042-335-4449)</p> <p>E-mail:nouzei01@city.fuchu.tokyo.jp</p>
	期限
	速やかに

MEMO

3-7. 子育てに関する手続き

児童手当及び子ども医療証については、オンラインでのお手続きが可能です。児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成については、窓口でのお手続きとなります。詳細については、市HPまたは子育て応援課コールセンターへお問い合わせください。

(1) ひとり親世帯となった場合

父または母が亡くなったことにより、ひとり親世帯となった場合、または対象児童を監護する養育者となった場合は、児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けることができます。ただし、申請者や扶養義務者(同居している親や兄弟姉妹、18歳以上の子)の所得や年金受給状況などにより、該当にならない場合があります。

手続き・必要なもの	届出人
▼児童扶養手当認定請求・児童育成手当認定申請・ひとり親家庭等医療費助成交付申込 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当認定請求書・児童育成手当認定申請書・ひとり親家庭等医療費助成交付申込書 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など) <input type="checkbox"/> 申請者と対象児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 申請者・対象児童・扶養義務者分のマイナンバー <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写しなど) <input type="checkbox"/> 申請者・対象児童の健康保険加入状況がわかるもの <input type="checkbox"/> 対象児童の子ども医療証 <input type="checkbox"/> 年金証書など、年金額がわかるもの(年金受給中の場合)	申請者本人 問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105) 期限 速やかに

(2) 児童手当受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼未支払児童手当請求 <input type="checkbox"/> 未支払児童手当請求書 <input type="checkbox"/> 児童手当対象児童名義の振込先口座がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写しなど) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など) ▼児童手当認定請求 <input type="checkbox"/> 児童手当認定請求書 <input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 申請者の健康保険加入状況がわかるもの <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写しなど) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	未支払児童手当請求 対象児童 ※申請は受給者の配偶者や児童の養育者 児童手当認定請求 配偶者または児童の養育者 問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105) 期限 死亡した翌日から15日以内

(3) 児童手当受給者の配偶者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼児童手当諸変更届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	受給者
	問合せ先
	子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
	期限
	速やかに

(4) 児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼未支払児童扶養手当・児童育成手当請求 <input type="checkbox"/> 未支払児童扶養手当・児童育成手当請求書 <input type="checkbox"/> 年長児童名義の振込先口座がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写しなど) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	親族・養育者
	問合せ先
	子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
	期限
▼児童扶養手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	死亡した翌日から15日以内
▼児童育成手当受給事由消滅届 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	
▼ひとり親家庭等医療費助成消滅届 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	
※対象児童を養育することになった場合は、養育者が児童扶養手当認定請求書・児童育成手当認定申請書・ひとり親家庭等医療費助成交付申込書を提出してください。 (21ページ「(1) ひとり親世帯となった場合」を参照)。	

(5) 児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の配偶者や扶養義務者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼児童扶養手当諸変更届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	受給者
▼児童育成手当諸変更届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
▼ひとり親家庭等医療費助成諸変更届 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 子ども医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	期限 速やかに

(6) 児童手当・子ども医療費助成の対象児童の場合

児童手当については、対象児童全員が亡くなられた場合は消滅届、対象児童の人数が減った場合は額改定届が必要です。子ども医療費助成については消滅届が必要です。

手続き・必要なもの	届出人
▼児童手当消滅届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	受給者
▼児童手当額改定届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
▼医療証等消滅届 <input type="checkbox"/> 対象児童の子ども医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	期限 速やかに

MEMO

(7) 児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童の場合

対象児童全員が亡くなられた場合は資格喪失届(消滅届)、対象児童の人数が減った場合は額改定届(減員届出書)が必要です。

手続き・必要なもの	届出人
▼児童扶養手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	受給者
	問合せ先
▼児童育成手当受給事由消滅届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
▼ひとり親家庭等医療費助成消滅届 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	期限
▼児童扶養手当額改定届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	速やかに
▼児童育成手当額改定届 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	
▼ひとり親医療証減員届出書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)	

MEMO

3-8. その他の手続き

(1) 所有する農地がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>相続により農地の権利を取得された方は手続きが必要です。</p> <p>▼農地法第3条の3の規定による届出書</p> <p><input type="checkbox"/> 東京法務局発行の全部記載事項証明書(権利移転後のもの)の写し</p>	<p>相続人</p>
	問合せ先
	<p>相続した農地の所在地の農業委員会 府中市農業委員会 (042-335-4492) E-mail:nougyou@city.fuchu.tokyo.jp</p>
	期限
	<p>おおむね権利の取得後10か月以内</p>

(2) 市営住宅・高齢者住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>市営住宅</p> <p>▼明渡届(親族などによる代理明渡) (単身の方が亡くなられた場合など)</p> <p>▼入居承継承認申込書 (同居の親族がいる場合で、名義人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。 ※状況によっては、承継ができない場合があります。</p> <p>▼入居者変動状況報告書 (同居の親族がいる場合で、同居人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。</p> <p>高齢者住宅</p> <p>▼明渡届(親族などによる代理明渡)</p>	<p>親族</p>
	問合せ先
	<p>市営住宅 住宅課公営住宅係 (042-335-4457) E-mail:jutaku03@city.fuchu.tokyo.jp</p> <p>高齢者住宅 高齢者支援課地域支援係 (042-335-4011) E-mail:kourei01@city.fuchu.tokyo.jp</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(3) 都営住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの	届出人
<p>▼住宅返還届(親族などによる代理明渡) (単身の方が亡くなられた場合など)</p> <p>▼住宅使用承継申請書 (同居の親族がいる場合で、名義人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。 ※状況によっては、承継ができない場合があります。</p> <p>▼住宅世帯員変更届 (同居の親族がいる場合で、同居人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。</p>	<p>親族</p>
	問合せ先
	<p>東京都住宅供給公社 お客様センター (0570-03-0071)</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(4)生活保護受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼死亡事実の連絡 <input type="checkbox"/> 死亡届の写し ▼葬祭扶助申請書 <input type="checkbox"/> 葬祭の執行が確認できる書類	どなたでも
	問合せ先
	生活福祉課生活保護担当 (042-335-4040、4141、4343) E-mail:engo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(5)パートナーシップ宣誓をしている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼パートナーシップ宣誓書受領証の返還 パートナーシップ宣誓者の一方が死亡した場合に必要な手続きです。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証返還届 <input type="checkbox"/> 宣誓書受領証(2人分) ※郵送での返還も可能です。 送付先：多様性社会推進課多文化共生係 (〒183-0034 府中市住吉町1-8 4ステータ府中中河原4階)	宣誓者
	問合せ先
	多様性社会推進課多文化共生係 (042-335-4131) E-mail:tayosei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(6)住んでいた家が空き家になる場合

手続き・必要なもの	届出人
市では、相続などで発生した空き家が引き起こす様々な問題を速やかに解決するため、所有者などの把握に努めています。次のいずれかに該当する方について、ご連絡(住所・氏名・電話番号)をお願いします。 ▼空き家を所有される方 ▼空き家を管理される方 ▼空き家の相続人	親族、相続人
	問合せ先
	環境政策課空き地・空き家対策担当 (042-335-4195) E-mail:kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

4. 市役所以外での手続き（参考）

項目	手続き先	問合せ先
<input type="checkbox"/> 運転免許証の返還	最寄の警察署 運転免許試験場	府中警察署 042-360-0110 府中運転免許試験場 042-362-3591
<input type="checkbox"/> 社会保険・共済保険・船員保険・国民健康保険組合	勤務先など	勤務先など
<input type="checkbox"/> 東京都シルバーバスの返還	バス・都営地下鉄の営業所、案内所、定期券発売所などのバスの常設発行窓口	一般社団法人東京バス協会 シルバーバス専用電話 03-5308-6950
<input type="checkbox"/> 銀行での相続関係・名義変更の手続き	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	郵便局案内窓口
	その他銀行の場合 取引銀行	取引銀行の総合案内窓口
<input type="checkbox"/> 保険関係の手続き（請求など）	労災保険 勤務先または管轄の労働基準監督署	勤務先または管轄の労働基準監督署 立川：042-523-4474
	雇用保険 受給している公共職業安定所窓口	受給している公共職業安定所窓口 府中：042-336-8609
	生命保険 民間会社の保険 取引会社の営業窓口	取引会社のお客さま相談窓口
	かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	最寄の郵便局保険担当窓口
<input type="checkbox"/> クレジットカードの解約など	各クレジットカード発行会社	各クレジットカード発行会社
<input type="checkbox"/> 有価証券の名義変更など	取引証券会社	取引証券会社
<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道などの名義変更	管轄の事業所・営業所	管轄の事務所・事業所またはお客さま相談室
<input type="checkbox"/> 固定電話の名義変更など	取引会社	取引会社のお客さま相談窓口 (NTTは116センター)
<input type="checkbox"/> NHKの名義変更など	NHKフリーダイヤル窓口	NHKのフリーダイヤル窓口 0120-151515
<input type="checkbox"/> 携帯電話の解約など	取引会社の店舗窓口	取引会社のお客さま相談窓口

5. その他のご案内

相続などに関する各種専門相談のご案内

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合が多くあります。広聴相談課では、法律、税務、登記など様々なお悩みについてのご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

なお、ご相談できる方は、市内在住、在勤、在学の方になります。

専門相談	問合せ先
▼法律相談 ▼税務相談 ▼登記相談 ▼遺言書等暮らしの書類作成相談 など	広聴相談課市民相談担当 (042-366-1711) E-mail:kouchou02@city.fuchu.tokyo.jp URL:www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/ sodanannai/shimin/index.html



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続などにより不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。

また、遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請する必要があります。

なお、上記のいずれの場合でも正当な理由がないのに申請をしなかった場合には、10万円以下の過料の適用対象となります。

詳しくは、お近くの法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。

- ・東京法務局 登記電話案内室 平日 8:30～17:00 (03-5318-0261)
- ・東京司法書士会 三多摩総合相談センター 平日 10:00～16:00 (042-548-3933)

大切な人を亡くされた方へ

かけがえのない人を亡くすることは、誰にとっても大変悲しくつらい出来事ですが、残念ながら避けることはできません。残された人の苦しみや痛みを消すことは、なかなかできないことですが、つらい気持ちを少しでも癒す取組をご紹介します。

保健センターのこころの相談	問合せ先
保健相談室 毎週月曜～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時 電話・面接(面接相談は、要予約)	健康推進課成人保健係 (042-368-6511) E-mail:iryoc02@city.fuchu.tokyo.jp

死産やお子様を亡くされた方の相談	問合せ先
毎週月曜～金曜日(年末年始・祝日を除く) 電話 午前8時30分～午後6時 面接 午前10時～午後6時 (面接相談は、要予約)	子ども家庭支援課母子保健係 (042-368-5333) E-mail:iryoc03@city.fuchu.tokyo.jp

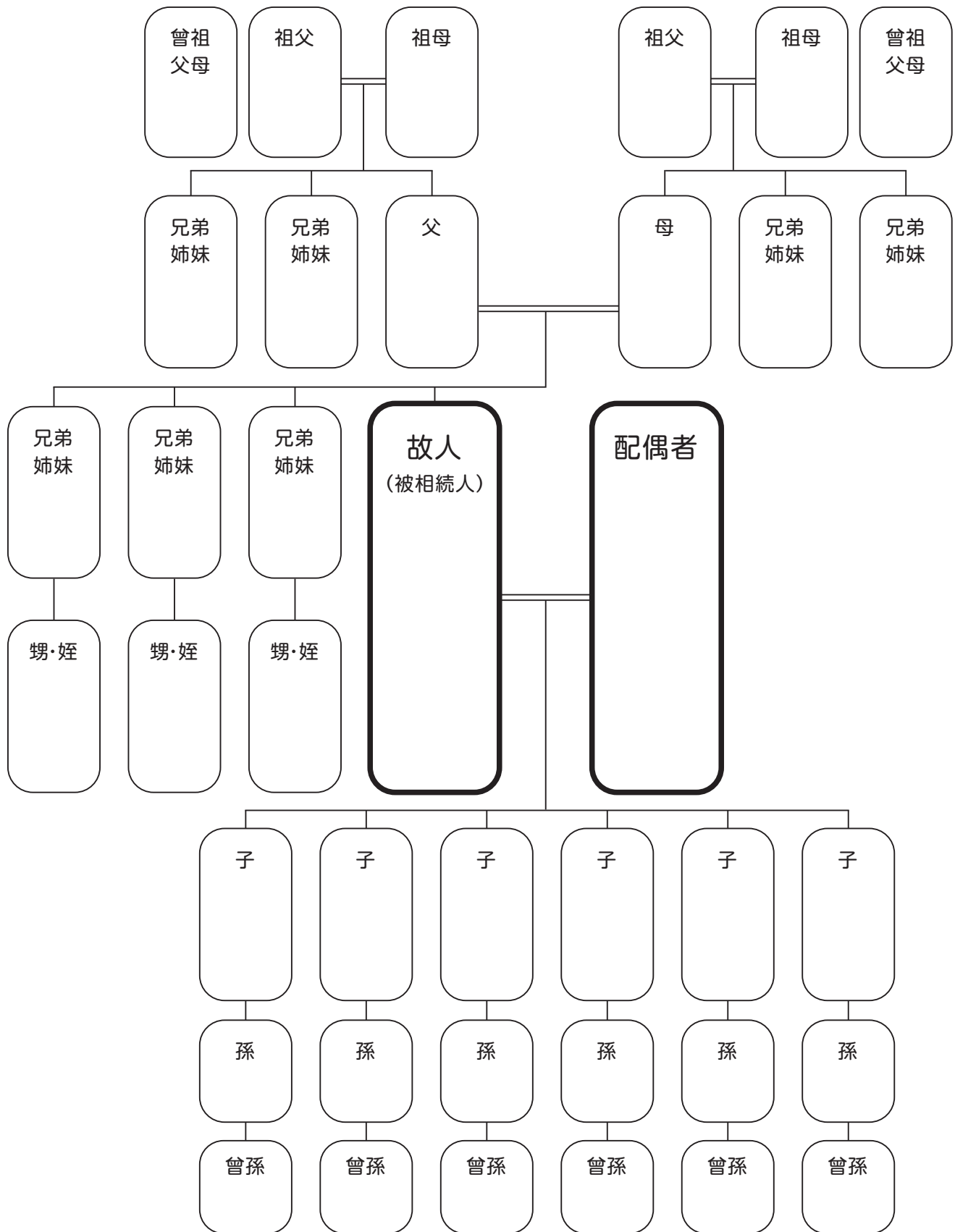
相続に関する手続き

項目	期日	備考	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村、または最寄りの市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出て、手続き方法などをご確認ください。	本籍地の市区町村または最寄りの市区町村
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。	東京法務局府中支局 042-335-4753 府中公証役場 042-369-6951
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。	東京家庭裁判所 立川支部 家事部訟廷事件係 042-845-0317
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。 また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。	各金融機関など 不動産所在地の市区町村
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や法務局、税務署などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。	各金融機関など 東京法務局府中支局 042-335-4753 武蔵府中税務署 042-362-4711
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。	東京家庭裁判所 立川支部 家事部訟廷事件係 042-845-0317

項目	期日	備考	問合せ先
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。	武蔵府中税務署 042-362-4711
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数	武蔵府中税務署 042-362-4711
<input type="checkbox"/> 相続登記	3年以内	相続などにより不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。また、遺産分割協議が行われた場合は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請する必要があります。	東京法務局府中支局 042-335-4753

MEMO

家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。



法務局のHP

■ 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				



① ほっとするね 緑の府中

府中市



このまちには平和が住んでいる

府中市平和都市宣言40周年

発行 府中市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年6月作成